

岩手県監査委員告示第26号

行政監査及び定期監査の結果の公表（令和6年岩手県監査委員告示第36号）により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により岩手県知事から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

令和7年5月9日

岩手県監査委員 五日市 王
岩手県監査委員 川村 伸 浩
岩手県監査委員 五味 克 仁
岩手県監査委員 中野 玲 子

1（1） 監査対象機関名 沿岸広域振興局水産部大船渡水産振興センター

（2） 監査実施日

ア 予備監査実施日 令和6年5月22日

イ 本監査実施日 令和6年7月16日

（3） 監査結果の公表の日 令和6年8月30日

（4） 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
工事の執行に当たり、変更契約の理由が不適當なものがあつたので、適正な事務の執行に努められたい。	今次指摘のあつた工事契約について、組織内で誤つた判断による対応であつたことを共有し、今後は、変更契約の際のチェックシートに「関係のない工事が含まれていないか」の項目を追加し、チェック機能を強化することで再発防止に努めることとした。

2（1） 監査対象機関名 県北広域振興局農政部二戸農林振興センター

（2） 監査実施日

ア 予備監査実施日 令和6年5月29日から同年6月28日まで

イ 本監査実施日 令和6年7月18日

（3） 監査結果の公表の日 令和6年8月30日

（4） 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
行政財産使用料の徴収に当たり、通知した納期限が不適當なものが1件、182,408円あつたので、適正な事務の執行に努められたい。	今次指摘のあつた収入処理について、これまで相手方が確実に納付できる日を納期限としていたが、今後は会計規則に基づく事務処理を行うよう、所属内で当該事案を共有し再発防止に努めることとした。